

平成28年塩尻市議会6月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成28年6月16日(木) 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第5号 教育長の任命について

議案第6号 教育委員会委員の任命について

議案第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第11号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費、10款教育費

議案第13号 平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第16号 大門地区センター建設工事(建築主体工事)請負契約の締結について

請願6月第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

○出席委員

委員長	西條 富雄 君	副委員長	小澤 彰一 君
委員	金田 興一 君	委員	篠原 敏宏 君
委員	山口 恵子 君	委員	丸山 寿子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議会事務局長	青木 隆之 君	議会事務局次長	横山 文明 君
議事調査係長	藤間 みどり 君		

午前9時59分 開会

○委員長 おはようございます。ちょっと定刻より早いんですが、皆様おそろいになりましたので、それでは6月定例会福祉教育委員会を開会いたしたいと思っております。全員出席のようでございますが、始めさせていただきます。

本日の委員会は、委員が全員出席しております。この際申し上げます。審査に関する発言は、委員、職員とも

に録音していますので、マイクを使用させていただきますよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査に入る前に理事者側から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。大変お忙しい中、委員会をお開きをいただきましてありがとうございます。人事案件、事件案件ほか議案の審議をお願いしてございますので、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりであります。詳細の日程については、副委員長から申し上げます。

○副委員長 おはようございます。日程について説明させていただきます。本日、委員会審査を行います。議案6件、請願1件です。熱心に審査をお願いします。委員会終了後、福祉教育協議会を行います。その終了後、視察を予定しています。視察は市のバスで庁舎前を午後2時に出発予定です。予定している視察コースは、吉田地区にできました、北部子育て支援センター、妊娠から子育てあんしんサポートルームと吉田児童館分館を視察し、短歌館へ移動後、短歌の里から広丘支所へ散策します。その後、北部圏域地区センターの建設予定と予定地の説明を受けます。終了後、そのまま広丘駅前の安喜センターへ移動後、懇親会を予定しています。視察を予定していない方は、遅刻しないよう6時までに現地に御集合ください。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。何かツアーみたいになっておりますが、ひとつよろしくお願いします。ただ午後、すごい雨ということでございますので、雨の状況によっては、残念ながら散策、そこで一句をちょっと取りやめにしまして、短歌館から支所へ行きまして北部圏域センターの説明を受けるということで、ちょっと終わりが早くなりましたら、そのままバス待機してもらいますので、市役所のほうに戻ってくるということにしたいと思います。雨の状況で判断させていただきます。

それから、ここで4月に人事異動があり、今回、8出席の職員からの自己紹介を受けたいと思います。

[職員自己紹介]

○委員長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、きょうはよろしくお願いいたします。

それではよろしくお願いいたします。それでは、ただいまから議員審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査に関する職員のみ出席といたしますので、議案の審査関係に関係のない職員の退席を認めます。それでは、審査に入ります。

議案第5号 教育長の任命について

○委員長 議案第5号教育長の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第5号教育長の任命についてをお願いいたします。議案関係資料は、12ページ、13ページでございます。まず、12ページをごらんください。提案理由でございますけれども、平成27年の4月に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の

同意を求めるものでございます。

この平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これの附則第2条第1項の規定によりまして、現在、経過措置として在職をしております現任の山田富康教育長の塩尻市教育委員会の委員としての任期が、平成28年6月26日に満了いたします。これに伴いまして、塩尻市教育委員会が6月27日から改正法によります新教育委員会制度に移行となりますので、新たな教育長として山田富康氏を適任者と認め、任命しようとするものでございます。略歴書については、13ページにございますのでごらんいただきたいと思っております。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** なしの声。ないようですので、議案第5号教育長の任命についてにつきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第5号については、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。

議案第6号 教育委員会委員の任命について

○**委員長** 続きまして、議案第6号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、議案第6号教育委員会委員の任命について、よろしくお願ひいたします。議案関係資料につきましては、おめくりいただきまして14ページ、15ページでございます。

まず、提案理由でございますけれども、こちら教育委員会の委員につきましては、改正法による経過措置によります改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

現在の教育委員5人のうち、小澤嘉和氏が平成28年6月25日に任期満了となりますので、再び小澤嘉和氏を適任者と認め、任命しようとするものでございます。新たな任期は4年でございます。略歴書は15ページのほうにございますので、ごらんをいただきたいと思っております。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。お願ひします。

○**丸山寿子委員** お願ひします。5号、6号にも両方に関係しますが、この改正後、何か変わるということがあるのかどうかについて、まずお願ひします。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**教育総務課長** 小澤嘉和教育委員さんにつきましては、昨年、同意をいただいて任命をしております、1年という任期でございました。先ほどの第5号で、今回、新しい教育長さんを任命するという議案について採決い

ただいたところでございますけれども、それに伴いまして先ほど御説明いたしましたとおり、新しい教育委員会制度に移行をいたします。そうしますと、教育委員長が6月27日からは不在となりまして、新しい教育長がこれまでの教育委員長と教育長の職務をあわせて教育の責任者として務めていただくという形が、それが一番大きな部分でございます。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 あと確認ですが、教育委員5人という中には、教育長も入って5人ということでよろしかったですか。

○教育総務課長 はい。現在、まだ任期中でございますので、任期満了までは5人という形になります。それで、山田教育長さんの任期満了次第、翌日からは4人になるという状況でございます。新しい教育長は、教育委員という身分は有しませんので、教育委員は新制度では4人ということになります。

○丸山寿子委員 小澤さんの再任はいいと思っております。委員のうちの今の男女の比率と、それから今後の考え方についてお聞かせください。

○教育総務課長 現在、5人でございますけれども、うち女性が2人という状況でございます。さらに教育委員の中に保護者を入れなければならないという制度改正がございましたので、保護者という立場で女性の方が1人いらっしゃいます。基本的には男女共同参画という形がございますので、今後もこういった形で構成していくことになろうかと思います。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 ずっと女性も参画しての教育委員会ですので、今後ともできれば本当に半々であれば、なおいいとは思いますが、保護者に当たる人も入っていますし、ぜひいろいろな立場での参画によって、いい委員会になりますことをお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

○副委員長 本来、教育委員会というのは、市民の教育権に関する代表と言うんですか、審査をすべきところだと思うんですが、今回、教育長さんが教育委員の身分を持たないということで、4人の教育委員さんのその議決に関する部分っていうのはどうなるんでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○教育総務課長 教育委員は4人でございますけれども、定例の教育委員会は教育長含めて5人でということで、教育長が主幸で会議が開催されるということになります。新しい教育委員会には、教育長へのチェック機能の強化というもうたわれておりますので、これについては今までどおり。それから教育委員のほうからも、定数の3分の1以上から請求があれば会議を招集するという形になってきておりますので、そういった形で教育委員会としても機能強化が図られていくということになります。

○委員長 いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号教育委員会委員の任命についてにつきましては、原案のとおり同意す

ることに御異議ありませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号教育委員会委員の任命についてにつきましては、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 議案第9号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○男女共同参画・人権課長 それでは、議案第9号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明いたします。議案関係資料の20ページをお願いいたします。

提案理由でございます。人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員につきましては、市町村長の推薦によりまして、法務大臣が委嘱することとなっております。

概要でございます。現在、市内10地区に1名ずつ委員がおります。そのうち、大門地区の清水博夫氏が平成28年9月30日に任期満了になることに伴いまして、再び同氏を適任者と認め、推薦するものでございます。任期につきましては、平成28年10月1日から31年の9月30日までの3年間ということでございます。略歴につきましては、次の21ページをごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

○丸山寿子委員 人権擁護委員につきましても、現在の男女比についてお聞かせください。

○男女共同参画・人権課長 男女比につきましては、5人と5人ということで同数でございます。

○丸山寿子委員 それから、いろいろ活動していただいているようですが、その内容についてをお聞きしたいんですが。

○男女共同参画・人権課長 一番多くは、人権侵犯、市民国民の人権侵犯があった場合の相談という業務がございまして、ここでは長野地方法務局の松本支局で常時、人権相談を開設しております。平日ですけれども、常時、人権相談を開設するという業務と、あとそれぞれの市町村におきましても特設相談ということで、臨時に開設するという業務に当たっていらっしゃいます。そのほかにですね、主なところでは、SOS子どもレターという事業もやっております、学校にですね、子供からのそういった相談用のはがきを置きまして、それへ投稿されました相談内容につきまして、それぞれの委員さんたちが対応するという業務も主な業務ということでやっています。そのほかに、それぞれのそういった人権に関する研修会等も開催して、それぞれ勉強されたり、見識の向上を図っているということでございます。以上です。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 先ほどの人権に関する講習会ですけれど、世の中の状況、環境がいろいろ変わりまして、認識とか考え方なども常に意識して勉強して必要があるかと思うんですけれど、講習会の主な内容について、わかりましたらお聞きします。

○男女共同参画・人権課長 昨年行われたテーマを、ちょっと今、資料の中から人権擁護委員の総会資料の中か

ら、ちょっと御紹介できるかと思えますけども。

○委員長 答弁を求めます。

○男女共同参画・人権課長 じゃあ、係長のほうから。

○男女共同参画・人権係長 昨年度行われた研修ですとか、今、人権擁護委員の皆さんが課題としている内容ですけれども、昨年度につきましては、塩尻市の女と男ワーキンググループと一緒に性同一性障がいの関係を一緒に取り組んでいます。人権擁護委員松本支部でも、そのときの講師長岡さんをお呼びしまして学習会を開催しております。ことしも引き続き、そちらのほうの勉強を続けていきたいということでお聞きはしております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○山口恵子委員 やはり、先見的な意識を持ってね、学習、研修していただくことは大事かと思えますので、今後、またしっかり対応お願いしたいと思います。それで任期が3年ということで、人権擁護委員の方をやめられた後、やはりその知識とか経験が、また地域なり社会なりに反映できればいいかなと思うんですけど、具体的にどのような活動をしているとか、その辺の活動状況がもしわかるようでしたら紹介していただきたいと思います。全く任期が過ぎてしまうとそのままになっているのか、また、それが社会や地域に反映されているのか、その辺の状況お聞きします。

○男女共同参画・人権課長 引き続き、その人権にかかわることをやっている中で、地区の人権教育指導員をされている方が何人かいらっしゃいます。そのほかちょっと特に正式なものはちょっと把握しておりませんが、こちらでわかっている範囲ではそういうふうになりますかね。

○委員長 はい、わかりました。いいですか。ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号人権擁護委員の候補者の推薦についてにつきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号につきましては、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第16号 大門地区センター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について

○委員長 議案第16号大門地区センター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 では、定例会の議案追加関係資料をお願いいたします。3ページをごらんいただきたいと思います。

大門地区センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について、お願いをするものでございます。1

番の提案理由でございますけれども、大門地区センター建設工事のうち、建築主体工事に係る請負契約を締結することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定、この規定につきましては、予定価格1億5,000万円以上の工事の契約について、議会の議決を求めるものでございます。

2の契約の概要でございます。1番、目的。大門地区センター建設工事（建築主体工事）でございます。方法でございます。一般競争入札、28年6月7日に入札をいたしました。参加業者は4つの特定建設工事共同企業体、いわゆるJVでございます。金額でございますけれども、1億8792万円でございます。期限でございます。平成29年3月27日。契約の相手方でございますけれども、松本土建・清沢土建特定建設工事共同企業体、代表者は松本土建、構成員は清沢土建でございます。

工事の概要ですけれども、本体工事、鉄骨造り2階建て、延べ床面積660.08平米でございます。位置図等につきましては、別図の5ページ以下でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。参考といたしまして、その他工事でございますけれども、機械設備工事、これにつきましては、3,045万6,000円で株式会社中信水道が落札をしております、電気設備工事につきましては、3,942万円で株式会社TOSYS中信支店が落札をしております。

位置図、それから平面図につきましては、5ページ、6ページにありますのでごらんをいただきたいと思えます。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

○篠原敏宏委員 この入札に関する全体をお聞きしたいと思いますが、これ、予算額が幾らかと、あと予定価格、これが幾らだったかと、それにまつわる予定価格調書っていうか、これがありますよね。これって見せてもらうことは可能ですか。

○生涯学習スポーツ課長 予算額でございますが、予算額1億9,600万円の予算額でございます。予定価格につきましては、1億9,341万720円でございます。入札計画書は、用意してございますのでお配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい、お願いします。

○篠原敏宏委員 お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 お配りさせていただきます。

○委員長 説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 今、お手元に配付をさせていただきましたのが入札経過書でございます。4つの特定JVが入札の参加をさせていただきまして、最終的に先ほど申しましたように松本土建・清沢土建のJVが落札をしたということで、落札率でございますけれども、97.16%でございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○篠原敏宏委員 結構です。わかりました。

○委員長 ほかに質問ありますか。

○丸山寿子委員 図面のほうなんですけれども、1階が多目的ホールになっていて、2階が会議室になっています。

地元の声を反映しての間取りかとは思いますが、その辺の地元の意向っていうんですか、どういうことで多目的ホールが下なのかとか、もしわかるようでしたら教えてください。

○生涯学習スポーツ課長 地元の体制でございますけども、大門地区センター建設委員会っていうのを組織をしていただいて、中身について検討していただいたという状況でございます。検討の中のところに私、ちょっと入っておりませんでしたけども、多目的ホールは、そういった形で広い部分を確保していただきたいということでお話がございまして、面積にしては230平米、多目的ホールでございます。その上部については吹き抜けという形で開放的な部分でほしいというお話であったかと思えます。それから、中の施設でございますけれども、ごらんいただくとわかりますように1階と2階にトイレがそれぞれございますし、1階には多目的トイレを備えているという状況でございます。それから、入り口部分でございますけども、5ページの一番下、風除室でございますけども、そのこのところが入り口になるわけでございますが、スロープがありまして、その手前には、ちょっと駐車場の絵はございませんけども、ちょうどその風除室の下の、ページ5を振ってある右くらいになりますけども、こちらに身障者用の駐車場が1台ございまして、その右手に多目的ホールの下になりますけども、一般の駐車場が5台という形で配置をして、そこからスムーズにスロープを通過して風除室を通過して玄関、事務所は左側に備えているというような配置になっております。

○丸山寿子委員 新しい建物でだんだん使いやすく、福祉的配慮もされてるかなと思うわけなんですけど、ここは福祉避難所ではないんです。

○委員長 答弁を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 済みません、福祉避難所という扱いになっているか、ちょっと。

なっておりません。ただですね、防災上の施設ということで、ここにはちょっと凶面がございませんけども、屋外に3つの防災の仮設のトイレができますように、マンホールタイプのもものは設置しております。

○丸山寿子委員 はい、わかりました。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかには。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号大門地区センター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号大門地区センター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案等11号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳出3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費、10款教育費

○委員長 議案第11号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出3款民生費（1項社会福祉費

8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費、10款教育費についてを議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、ページをおめくりいただきまして、支出の12、13ページをごらんください。

○委員長 進めてください。

○福祉課長 中段にあります3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費13節委託料の白丸、障害者福祉事務諸経費をお願いいたします。黒ポツの障害者福祉システム改修委託料194万4,000円でございますが、個人番号制度における塩尻市外の機関と情報連携を行うためのテスト費用でございます。これは、国が設置管理する情報提供ネットワークシステムを介しまして、個人情報情報照会及び情報提供が正しく遂行できるよう、総合運用テストを実施、検証するための委託料でございます。

○長寿課長 その下、5目となります介護保険事業特別会計繰出金の補正は、後ほど御審議をいただきます特別会計補正予算におきまして、同様にマイナンバー制度に係るシステム改修委託料を計上しておりますので、当該委託料に対する国庫補助金を除いた額を、一般会計からの事務費繰出金として繰り出しをいただきますよう補正をお願いするものでございます。以上です。

○福祉課長 それでは、ページをおめくりいただきまして14ページ、15ページをごらんください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費13節委託料の1つ目の白丸、児童扶養手当支給事業及びその下の白丸、児童手当支給事業をお願いいたします。黒ポツの児童扶養手当システム改修委託料158万8,000円及びその下の黒ポツ、児童手当システム改修委託料68万1,000円でございますが、それぞれ先ほど説明いたしました個人番号制度に伴う情報連携を行うためのテスト費用でございます。また、その下の第3項1目生活保護総務費13節委託料の白丸、生活保護事務諸経費の黒ポツの生活保護システム改修委託料75万6,000円でございますが、これも同様に個人番号制度における情報連携を行うためのテスト費用でございます。

○健康づくり課長 次の4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の説明欄、保健衛生事務諸経費でございますが、今、福祉課長の述べたとおり、番号制度運用テストに伴う総合健康システムの改修の費用を増額補正計上するものです。

次の2目、予防費の予防対策事務諸経費759万2,000円につきましては、B型肝炎の予防接種が本年10月から定期化されたことに伴いまして、増額補正計上するものです。消耗品費につきましてはワクチン代、印刷製本費は予診表と封筒の印刷代、個別接種医師委託料につきましては、延べ1,200人に対する接種委託料でございます。

○生涯学習スポーツ課長 続きまして、18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費8節の報償費でございます。予算の説明に当たりまして、資料の配付をさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

○委員長 はい。お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、説明をさせていただきます。

○委員長 はい。お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 今、お手元にお配りした資料でございますけれども、激励金の交付要綱案と、それから新旧の現行制度とどのように変わるのかということでお配りさせていただきましたので、それとあわせて説明を

させていただきます。よろしくお願いいたします。

このたびの補正予算でございますけれども、本議会にスポーツ夢基金を新たに設置ということで、議案として上程をさせていただいておりますけれども、これにかかわりまして、全国大会等への出場者の激励金の補正を今回、お願いをするものでございます。19ページ一番右の説明の白丸でございます。スポーツ活動支援事業207万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容でございますけれども、現予算におきましては、全国大会等出場者激励金31万円。それからその下の黒ボツ、国体出場者激励金12万5,000円ということで計上させていただいておりますけれども、今回のスポーツ夢基金の設置に伴いまして、これを減額をさせていただいて、新たに青少年スポーツ全国大会等激励金226万円、それから、全国大会等激励金25万円ということで計上をさせていただくものでございます。なお、下から2番目の黒ボツの青少年スポーツ全国大会等激励金につきましては、スポーツ夢基金を財源とするものでございまして、その下の黒ボツの全国大会等激励金につきましては、市の一般財源を財源とするものでございます。

それでは、先ほどお配りしました資料のほうをごらんいただきたいと思います。まず、赤白でA4の横版のほうの資料でございますけれども、それをごらんいただきたいと思います。左側の白い部分が現行制度でございます。現行制度でございますけれども、一番上にあります個人、現行制度では中学生以下2,000円の図書カード。全国大会出場するときですが中学生以下2,000円の図書カード、高校生以上が5,000円。それで同一年度内の候補は原則2回までということで、1回目と同額を交付としております。それからその下の団体。団体の欄の一番下をごらんいただきたいと思います。市内の高等学校の団体2万円、同一年度内の交付は原則2回まで、1回目と同額を交付ということでございます。その上でございますけれども、団体のところの横にありますけれども、したがって、現行では市内の小中学校、専門学校、大学の団体への激励制度はございませんし、市内の本拠地を置く社会体育団体への激励制度はないという状況でございます。

資料の真ん中の欄であります。見直し内容というところでございます。青少年に限りまして、新制度による新たな交付という形でございます。その下でございますけれども、小中学校、専門学校、大学及び市内に本拠地を置く社会体育の団体へも交付をして、2回までとさせていただいて、2回目の交付額も規定をさせていただいたというものでございます。

それでは、右側の赤い網掛けの部分でございますけれども、これが新制度というところでございます。大会区分、全国大会でございますけれども、対象者のところでございます。個人競技または団体競技に出場する者というところでございまして、対象者は、市内に住所を有する青少年であって、出場する競技に選手登録をしているものということで、青少年につきましては、先ほどお配りしました激励金交付要綱案のところに規定をさせていただいておきまして、要綱案の第2条のところに定義をさせていただいております。学校教育法の第2条に規定する学校、幼稚園を除くでございますけれども、それから、124条に規定する専修学校に在学する者というところで、青少年ということで規定づけをしております。交付の内容でございますけれども、1回目は3万円、2回目は1万円でございます。

その下の欄、団体競技に出場する団体でございます。市内の小中学校または中学校、それから、市内に本拠地を置く、運動競技を行うことを目的として組織をされたアマチュアスポーツ団体、以下スポーツ団体という、にあいりましては、小学校の児童及びまたは中学校の生徒により構成されているものということで、1回目が3万円、

2回目が1万円ということでございます。その下の、市内の高等学校、大学、短大を含む、または専修学校、それから、市内に本拠地を置くスポーツ団体であって、高等学校の生徒または大学もしくは専修学校の学生により構成される者ということで、1回目は5万円、2回目は1万円ということでございます。一番下から2番目の欄でございますけども、オリンピック以外の国際大会、現行の白い部分では1万円でございます。それから、その下、オリンピック、現行では5万円ということでございます。

見直し内容でございますけども、青少年に限り増額ということでございます。右側の赤い部分でございます。2番の国際大会でございますけども、オリンピックを除くものでございますが、市内に住所を有する青少年であって、出場する競技に選手登録をしているものということで、10万円でございます。

次にその下、オリンピック競技、それからパラリンピック競技大会に、また、これらに準ずる大会というところで、これにつきましては、市内に住所を有する青少年、または市内に居住していたことのある青少年であって、居住していたときに同居していた親族が引き続き市内に居住しているものという方を対象として、30万円ということで交付をさせていただきたいということで考えております。交付要綱案につきましては、説明をいたしましたけども、概略の説明をさせていただきました。以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。ほか、続きましていいですか。それで一旦終わるのかしら。

ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から後設問、御意見ございませんか。

○議長 今の説明の中の一番下のオリンピックの関係ですが、3番のオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、その他これに準ずる大会ってのはどんなことが考えられますか。

○生涯学習スポーツ 係長が説明します。

○スポーツ推進係長 オリンピック及びこれらに準ずる大会ということで、国際オリンピック委員会のほうで認定をしておりますオリンピックという名のつく競技大会が4つございます。それを想定しております。まず、オリンピック、2つ目がパラリンピック、これは肢体の不自由な方、視覚の不自由な方が対象になります。3つ目がデフリンピック、こちらが聴覚に障がいのある方が出場する大会になります。4つ目がスペシャルオリンピックス、こちらは、知的発達障がいの方が出場する大会となります。以上4つを想定させていただいております。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかによろしいでしょうか。

○副委員長 マイナンバーに関することで、その検証するための費用が計上されてますけども、これは、今後経年的にですね、例えば毎年とか、3年後とか5年後とか、継続して行われるものなんですか。

○長寿課長 私からお答えさせていただきます。今回、補正申し上げましたものは、厚生労働省の補助金がらみということで、総額1,036万円ほど計上させていただきました。このあと総務省の関係で、税務の関係で若干、なにがしのものということで、9月以降の補正があると聞いております。今回は29年7月から情報連携が始まるということで予定しておりますので、これを改正終わりますと、後はシステム改修ないってことを聞いております。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 今のシステム改修についてですが、改修の委託先はどちらですか。これは全部システムは同じ会社へ。

○**長寿課長** 今は長寿課、福祉課等含めまして、株式会社電産に委託しておりますので、電産のほうに委託をして入札をかけていく予定でございます。以上でございます。

○**委員長** よろしいですか。

○**篠原敏宏委員** 15ページの下の予防対策事務諸経費の中でB型肝炎のお話がありましたが、これは山口委員が一般質問で質問した件だと思いますが、これの対象を1歳から3歳へってという話がありましたが、これの検討するのはあれですか、どのような予定というか想定をされていますか。

○**健康づくり課長** 山口委員の一般質問の中でお答えする中ではですね、まず3歳までに予防接種をすることが非常に有益であるということ踏まえての御質問で、松本市が2歳未満に接種をしているということのを例に挙げての御質問でありました。それに対しまして、3歳未満を軸にということでお答えをしたところであります。10月1日からいわゆる定期化接種が始まりますので、その時期を一つの開始時期としまして、対象者をその時点で2歳未満にするか3歳未満にするのかということ、助成の範囲がですね、どの程度まで助成をするのか。松本市を事例にとりますと、2,500円ということを出ておりますが、その辺も踏まえながら、今後、塩筑医師会と御相談しながらですね、その辺は詰めていきたい、そういうふうを考えております。

○**委員長** いいですか。

○**篠原敏宏委員** そうすると、今回は補正予算で、それにかかわる経費ということですが、それをやるには条例の制度改正も必要になるということですか、手続きとしては。

○**健康づくり課長** 特に条例改正は必要ないですけれども、条例という形ではなくてですね、やるとすれば、補助金の交付要綱の改正は必要になろうかと考えております。そうしますと、10月1日をめどにしますとですね、今後8月の例規審査委員会に諮りまして、それまでに検討した上で諮って、時期も含めて検討した上で、これをやってまいりたいというふうを考えております。

○**篠原敏宏委員** 内容によっては再度これの補正もあり得ると、年度内の補正もあり得るということですか。

○**健康づくり課長** 御指摘のとおりで、補正もあり得るということでございます。

○**篠原敏宏委員** 理解しました。

○**委員長** ほかによろしいでしょうか。

○**金田興一委員** ちょっと教えてほしいんですが、スポーツ活動の支援事業の関係で、これはスポーツ夢基金とのかかわりがあると思うんですが、スポーツ夢基金の新たな設置についてはまだ、あしたの総務生活委員会での協議になっているんですが、まだこれができない段階で、交付要綱に基づいてのこういう新制度の形というのは、整合性的には特に問題はないわけでしょうか。

○**生涯学習スポーツ課長** 夢基金の設置につきましては、お話のとおり、今回の議案をお願いをしておるものがございますけれども、この激励金制度でございますけれども、従来から現行制度ありますけれども、これは内規で運用をしているものがございます。今回の夢基金でございますけれども、御寄附をいただいた方の御意向もございまして、なるべく早い段階で運用をということございましたので、庁内では内規の見直しをさせていただいて運用をさせていただいておりますが、今回の夢基金の設置に伴いまして、内規を今お配りした要綱案として今回設置をさせていただいて、要綱として今後は条例の可決をいただいた日と同日に施行をしていきたいということでございます。

○金田興一委員 私が伺ったのはそういうことなんですが、いわゆる根拠規定というのが今回の要綱案だと思うんですが、これがまだ決定を見ないうちに、ここの委員会でこれをOKを出すことについての整合性、これはどうなんでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 今回の補正は要綱の設置ということで、今お話ししたように条例と同日で施行させていただく予定でございますけれども、あくまでも先ほど申しましたように、今の内規で運用している部分でございますので、今回の夢基金の設置と同日、同議会になるわけでございますが、その中で一緒のタイミングで補正をお願いできればということで、補正をお願いしたものでございます。

○副市長 内規がこれと同じような内規で改変されているんで、今のところ内規で運用していると。これが扱ったときにはこれが正当なものになります。

○委員長 もう一度。

○生涯学習スポーツ課長 済みません。先ほど、私、初めにお話ししたように、内規を見直しをして運用させていただいておりますので、それに伴っての補正ということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長 いいですかね。

○金田興一委員 いいです。

○篠原敏宏委員 今の件で、私の解釈は、内規というのは、この要綱とは違いますね。同じですか。

○副市長 同じだよ。改正しているんだもん、同じように、この要綱とそっくりに。

○篠原敏宏委員 この要綱の改正というふうに理解をしていいということですね。意味はわかりました。

その続きいいですか。基金との関係なんです、基金が想定しています、基金は総務のほうでやると思うんで、基金そのものはいいいんですが、基金の使い道は今この要綱が全てというふうに解釈してよろしいですか。これ以外に基金を使う想定というのはないという解釈でよろしいですね。

○生涯学習スポーツ課長 基金のほうでございますけれども、スポーツにかかわる人材の育成及びスポーツの振興に要する費用の財源に充てるという形でございますので、今回の激励金に充てるものだけではなく、今後また人材の育成等にかかわるものということで、またそういったものの仕組みづくりは、今後議会とも協議をしながら行っていきたいというふうに捉えております。

○篠原敏宏委員 例えばどんなことが考えられますでしょうか。今ここで出すとか制度化するとかっていうことではなくてももちろんいいんで、こういうことがあり得るという想定があれば。

○生涯学習スポーツ課長 具体的にはまだ検討しておりませんが、例えば、そういったスポーツにかかわるいろんな指導していただく方はたくさんいらっしゃいますので、そういった方もいろんな講習を受けながら指導者という立場で資格を取ったり講習を受けて、そういったスポーツの振興に携わっていただいているということもございますので、そんなところの一助もできればなあというふうに思っております。

○委員長 いいですか。

○副委員長 この規定の中にアマチュアスポーツ団体とありますが、今オリンピックもかなりアマチュアリズムというんですかね、そういうものについて緩和されてきてはいますが、これはどのように規定されているんでしょうか。

○委員長 アマチュア規定。

○生涯学習スポーツ課長 補佐のほうから答弁します。

○スポーツ推進係長 お答えいたします。今回規定しました青少年のあくまで育成のための激励要綱となりますので、アマチュアに限定をさせていただきたいと考えております。限定の中で、要綱の第2条第1号のところにございますとおり、学校教育法の規定する部分に在籍をされている方が対象となりますので、社会人になられてオリンピックに出られる方は本要綱の対象とはしないものでございます。

○委員長 いいですか。

○副委員長 実はですね、男子バドミントンの選手がですね、オリンピックに出場できないという事態になりましたが、これはやっぱり過度な報奨金制度がね、背景にあったんだと思うんです。オリンピックでもメダルなどを獲得すると、協会などからかなり多額の報奨金が出るそうです。協会によっても違うでしょうけれど。そうした場合に選手の育成に本当になるだろうかという疑問が私は前からありまして、アマチュアリズムというんですかね、高校生であっても、あるいは小学生であっても、プロを目指している方もいるわけですね、これが過度になってはいけないなあという思いから、アマチュア規定というのを伺うんですが。これは競技によっては、何か規定というのはないんでしょうか。差をつけるとか。

○スポーツ推進係長 申しわけございません。手持ちございませんので、調べさせていただきまして、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○委員長 お願いします。ほかにはよろしいでしょうか。

○山口恵子委員 この資料の3ページにですね、この激励金の交付を受けた者又は団体は、大会終了後に報告書を出すことになっていますが、その報告書の内容というのは勝ち負けの結果だけなのか、また、そのほかにも何か書く内容が含まれているのか、その辺をお聞きします。

○スポーツ推進係長 報告書につきましては、今回資料から様式を除かせていただいておりますが、基本的に大会結果につきまして市民の方にも広く周知をしてくために、結果報告を求めまして、ホームページ等で結果を掲載していきたいという形で考えておるものでございます。

○委員長 いい、内容。

○山口恵子委員 内容を。

○委員長 係長、答弁漏れしています。内容。

○スポーツ推進係長 済みません。報告内容につきましては、大会結果のほか大会名称、開催日となりますので、あくまで大会のどんな成績であったかという部分を御報告いただくものでございます。

○委員長 よろしいですか。

○山口恵子委員 済みません、初歩的なことで、この基金の運用について将来的にどのような形になるかお聞きしたいんですが、本当に市民の方のね、善意でこういった制度ができるようになったわけですけれども、あくまでも基金が原資になるわけで、こういった形で支出をしていくといつかはなくなっちゃうのかなとは思いますが、その辺の将来的見通しはどのようにお考えになっているのかお聞きします。

○生涯学習スポーツ課長 これにつきましては、当然原資があつてこうやって交付をさせていただきますので、その中で私どもの考えているのは、こういったことで夢基金を創設をして、塩尻市がスポーツの振興にやっ

くということで、青少年に対しての激励をしていくということで、これを広く市内、それから周知をしていくということで、こういった賛同者の方はもうちょっといただけるのかなというふうに思っていますし、要綱の中でもありますけれども、予算の範囲内ということで規定をさせていただいておりますので、またその原資の部分については、今後検討をさせていただく部分かなあというふうに思います。

○委員長 ほかにはいいですか。

○篠原敏宏委員 今の山口委員の続きみたいな話になるわけですが、提案というかですね、今のところはそれでいいし、私も理解しますが、今このままいくとことし二百二十何万使って、そうすると四、五年で、このままいくとですね、基金はなくなるという勘定です。そういうことの中ではね、今言われるように賛同者を募る、むしろそれは社会運動としても非常に意義があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういう取り組みをこれからつくり出していきたいのと。例えばふるさと納税とかのですね、原資、これをそちらへ充当していくという仕組みをね、このPRも含めてですね、そういうことに活用をしていきたいという取り組みもできるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 ありがとうございます。そういった議論も庁内でもございまして、そんなところも含めまして今後検討させていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 もう1点。基金の、こういう激励金ですね、周辺他市の例とか先行例、あるいは金額の多い少ない、こういった状況はいかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 19市の激励金の交付状況は大体調べておりますけれども、それぞれの自治体によりましてまちまちでございます。ある市におきましては、10人以上の団体に5万円を交付したり、個人は3,000円であったりとか、ある市では、うちと同じような形で高校生以上は5,000円というようなところもございます。オリンピックの部分に手厚いところもございますし、本当に19市調べましたけれども、それぞれ多い少ないはあるという状況でございます。

○篠原敏宏委員 わかりました。今回でかなり充実をしたというふうに私も思いますので、ぜひこれが、今度は内容もですね、大会は今ここにぐくられている先ほど係長からも話のあった定義があると思うんですが、例えばワールドカップだとかですね、ワールドカップもサッカーだとかスキーのジャンプだとかですね、スケートだとか、いろんなワールドカップがあります。それによって世間の目や評価、こういったものがかなりいろいろ違っていると思いますが、いずれにしても、出場に励んでそれを実現した人たちにとって遠征費用も含めてかなりの負担になっていると。オリンピックよりも逆にほかの大会のほうが負担になっている、そういう話も聞きますので、今後の取り組みだとは思いますが、結構細かに競技をですね、分けて評価をしていくということも内部的には必要ではないかなというふうに思いますので、今後の課題としてぜひそんな取り組みをしていただきたいと思います。これは意見として。

○委員長 ほかには。

○金田興一委員 済みません、もう1点。今の奨励金の新しい制度でいくと、対象者は小学校、中学校、高校、大学、あるいは、いわゆる選手そのものだけに交付をするような形にとれるんですが、これはまだ最終的にはあしたになると思うんですが、スポーツ夢基金の中で言っているのは、いわゆる活躍できる人材の育成、いわゆる

選手以外にもコーチあるいは監督、この方にも費用の財源に充てるためにできるような表現になっているんですが、今回は全て選手だけが対象というふうに見えるんですが、今言ったコーチ、監督までいくかどうかは別にしても、そういう人材の育成に取り組んだ皆さんと一緒についていくというときには、この制度は全然適用しないということでもよろしいでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 今回は青少年ということで限定をして予算のほうを、激励金のほう増額をさせておりますが、例えば今お話しにありましたように、コーチですとかそういった方ございますけれども、あくまでも今回の部分は青少年の、それも選手登録をされている方ということでございます。国体などでですね、選手と一緒に、選手登録もされていて監督の立場でも行かれるという方もおりますけれども、そういった方には従来の青少年とは別になりますけれども、従来から激励金のほうはさせていただいているということでございますので、今回につきましては、あくまでも選手登録をされている方に対しての激励ということで考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはいいでしょうか。

○篠原敏宏委員 予算のほうの中身で11ページの説明欄の、今回のこの基金を充当するのが226万円、そしてそれ以外に全国大会等激励金25万円は一般財源からという御説明だったのですが、これは、内容はどういうふうに違うんですか、支給対象が違う。

○生涯学習スポーツ課長 ですので、先ほどの新旧対照表ございましたけれども、現行制度の部分で激励をさせていただく方につきましては、一番下の全国大会等激励金の25万円を対象としているということでございます。

○篠原敏宏委員 わかりました。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにはいいでしょうか。

○丸山寿子委員 要綱案の1ページのところの青少年ですが、学校教育法に規定する学校ということですが、例えば先ほどオリンピック、パラリンピック競技に準ずるところで、デフのほうの関係とそれからスペシャルオリンピックスの関係も入るということだったんですけど、例えば学校教育法のほうに規定するような学校に行っていないけれども該当して出場するというような人が絶対ないとも言えないような気がするんですが、その辺はどうでしょうか。もちろん国際大会に出るような人が本当に誕生してくれればうれしいと思うんですけど。

○委員長 答弁をお願いします。

○生涯学習スポーツ課長 学校教育法に規定する学校でございますけれども、ちょっとお読みさせていただきますと、学校とはということで、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とするというふうになっておりまして、今回の私どもではそこから幼稚園は除くという形になっておりますので、学校教育法に在学をしない青少年の方で、そういった出場される方がいらっしゃるのか、ちょっと私もよくわからないんですがございますが、済みません。

○丸山寿子委員 もう一度いいですか。済みません。国際大会に出るほどといえばね、相当あれなんで、そんなに該当しないかもしれないですけど、学校教育法のほうにのっとった組織の中に入っていないくて、福祉のほうの関係で該当しないかなというふうにちょっと思ったものですから。それでまだいいですかね。

○健康福祉事業部長 いないと思う。

○丸山寿子委員 福祉部長がないと言っているの。

○委員長 ほかには。

○副委員長 ただ、錦織選手のようにね、アメリカのテニススクールに中学卒業してから行って、国籍は日本にある、塩尻市にあると、本籍が、そういう場合には補助の対象になるんですか。

○生涯学習スポーツ課長 今回うちが目指しているのは、市内に住所を有する青少年ということでございまして、市内に住所を有しないという場合になりますと、オリンピックの部分になりますけれども、そこで、市内に居住していたときに青少年であって、御家族が引き続き市内にいる方ということで規定をさせていただいておりますので、それに該当する方は交付をさせていただくということになります。

○委員長 いいですか。副委員長、いい。

○副委員長 結構です。

○委員長 ほかにいいですか。

なければ私から。今回は素晴らしい案をつくっていただきまして、大変ありがとうございました。御寄附いただいた方の御希望は、できれば2回目のほうも同額の3万円は1万円じゃなくてという気持ちであります、素晴らしいものができたと思います。その方も、生きているうちは毎年同額の寄附をしたいという口約束はいただいておりますので、先行きはいいかなと思っています。ただ、基金のお金の集め方もインターネットによるREADYFORというようなものもありまして、個人の中にネットで基金に入ってこれるのがありますので、そんなことをいろいろ勉強しながらやっていきたいと、また新しい提案をしていきたいと思っています。御寄附をいただける実績、来年また3月に1,000万円いただけましたら、将来的にですね、この御寄附者のお気持ちである2回目も同額にしてほしいというようなことの改正もあるのか、どうかちょっとそこだけニュアンス的に聞かせていただければ、御寄附者もあしたの結果を待っていますので、済みませんが、よろしく願います。

○生涯学習スポーツ課長 今回のこの激励金の内容の見直しでございますけれども、今委員長さんからお話がありました御寄附していただいた方の意向を強く、重く尊重させていただいて新制度とさせていただいておりますが、ただ、先ほどからもお話がありましたように、原資の部分もございまして、今回の改正では2回目は下げさせていただいて運用していきたいということでございまして、今後10倍、20倍の基金の御寄附がいただければ、またそこで考えていきたいというふうに思います。

○委員長 いただけるというお言葉をいただきました。ありがとうございました。今回この案についてシミュレーションをしましたら、200万円近くまでいかない試算ができましたので、5年は今でもできるかなと思っています。将来的にはさっき言ったコーチ等々に奨励金としてスポーツに活発に参画していただけることもまた新提案していきたいと思っておりますので、よろしく願います。御寄附者の気持ちを代弁して、本当に素晴らしい案をつくっていただきまして、大変ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようでございますので、それでは、自由討議を行います。ありませんか。

○副委員長 2件あります。1つはマイナンバーに関してですけれども、これは9月議会でも申し上げましたように、市の職員の方に大変やっぱり負担をかける。アメリカのペンタゴンですら狙われるという危険に遭って、今回JTBが大量の個人情報漏えいしたということがありますけれども、ハッカーの方々というのは、方々って、敬語つける必要はないんですけど犯罪者はどのような手を使ってでもですね、進入しその情報を得て、それから利益を得ようとするわけですから、市の職員の皆さんに対する精神的負担というのはかなり大きくなると思うの

で、くれぐれも慎重にやっていただきたいなあと思います。

それから2つ目ですけれど、今委員長がおっしゃったとおり大変すばらしい制度だというふうには私は考えます。ただ、学校現場では、特に中学校では運動部の指導、あるいは文化系としては吹奏楽部の指導などが大変負担になっていると。これは指導される先生方もそうですけれども、生徒の日常生活ですね、ほとんど正月休みもないくらいの、そういう状態で練習や訓練などが行われるというふう聞いていますので、これを過度にですね、報奨金というような性質を過度に持たせると、それに特化したやっぱり指導になってしまって、非常に教育的でないことが起こり得るということだと思います。先ほど男子バドミントンの例を申し上げましたけれども、お金漬けになってですね、何かスポーツの本来のあり方というものを勘違いする、取り違えるという若者たちが出てこないとも限らない。先ほど篠原委員からもお話がありましたように、やっぱり底上げを図っていくことがこの夢基金の本来の目的ではないかと考えるわけで、ぜひそこら辺のところもですね、現行の制度を否定するわけではなくて、これが過度に進まないようにということ意見をとして申し上げて終わりたいと思います。以上です。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

私から。こういったオリンピック行く場合の30万円と言いましても、国際的に行くには旅費がそれ以上かかるわけですので、もしその選手が行かなくなった場合のこともまた考えておいてもらえればと思います。返金してもらうだとか何とか、また考えないといけないと思いますが、そのような御意見をさせていただきます。

ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費、10款教育費につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費、10款教育費につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

○丸山寿子委員 休憩しない。

○委員長 休憩。

○金田興一委員 さっきのところ調べるやつがある。ひとまず休んで。

○委員長 それでは、ここで休憩を取りまして、11時25分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時23分 再開

○委員長 ちょっと時間よりまだ早いんですが、全員おそろいでございますので、再開させていただきます。先ほ

ど答弁漏れがありましたので、中野課長よろしく申し上げます。

○生涯学習スポーツ課長 補佐のほうからさせていただきます。よろしく申し上げます。

○スポーツ推進係長 先ほど小澤委員の答弁、できなかった部分を御答弁させていただきます。アマチュアスポーツの部分でございますが、こちらの激励金交付要綱の案におきまして、第2条第2号に全国大会という部分を定義させていただいております。この中で、国又は日本体育協会等が主催する大会というふうに規定をさせていただいております。例えば高校生がインターハイに出る、こちらの部分は国が主催になりますので交付をさせていただきます。ただ、高校生がプロ契約をしたことによってインターハイへ出場する資格が、選手登録ができなくなりますので、その段階でこちらの要綱から該当しなくなるという形で御理解をお願いしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。今の件はいいですね。それでは、次に進みます。

議案第13号 平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第13号平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 議案第13号の介護保険介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、歳出から御説明申し上げますので、9ページ、10ページをお開きください。右10ページをごらんいただきますと、今回お願いいたします歳出補正は、介護保険事務諸経費の介護保険システム改修委託料の補正のみとなります。この補正額は、マイナンバー制度にかかわるシステム改修が必要となるもので、額につきましては情報政策課からの指示額となります。

これに対する歳入補正につきまして、ページを1枚戻していただきまして7ページ、8ページをお願いいたします。右8ページ、上段の3款2項国庫補助金の補正では、歳出補正の委託料から消費税額を除いた額に対する3分の2が国庫補助金として交付されますので、その下、事務費繰入金として歳出補正額から上段の国庫補助金を差し引いた残る額の70万3,000円を一般会計から繰り入れていただきますよう、補正をお願いするのでございます。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまご説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いいですか。ないようですので、それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号平成28年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

請願6月第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

○委員長 次に請願の審査を行います。当委員会に回付された請願は全部で1件です。請願6月第1号について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので朗読は省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員の方より御質問、御意見ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○丸山寿子委員 なしってというのは、賛成とか反対とか言わないと。

○委員長 採決するかどうかだけ。誰か言ってください。

○丸山寿子委員 私はこの請願書に対して賛成の立場で、この請願事項のように意見書を提出すべきというふうにあります。ここに書いてあるとおりでありますけれども、他国に比べても、各自治体、あるいは親の負担、教育費の負担というものは大変大きいということを感じているところであります。裏面のほうにも各地方においての現状というものが書かれていますけれども、やはり負担率を3分の1から2分の1へ戻すということで、各自治体の負担も減らす中で、子供たちの教育を受ける権利がより保障されていくということで採択をしたいと思っております。

○委員長 ほかにいいでしょうか。

ただいま採択という意見が出されていますが、当委員会は採択ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願6月第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願につきましては、全員一致をもちまして採択することに決しました。意見書の案文が提出されておりますので、事務局のほうから配付してください。それでは、お願いします。

それでは、事務局のほうから朗読をお願いします。

○議事調査係長 では、朗読させていただきます。

地方自治法第99条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度としてこれまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にさらなっています。

そこで、平成29年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。以上です。

○委員長 ありがとうございます。では、この案文に関しまして、何か御意見ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、案文の字句の訂正につきましては、正副委員長に一任を願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了といたします。

閉会中の継続審査の申し出があれば。

閉会中の継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いします。議会閉会中につきましても、福祉教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項について、継続して審査くださいますようお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に一任をお願いしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしということで。それでは、最後に理事者側から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 大変熱心に御論議をいただきまして、提案をいたしました全ての議案に対しまして原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、平成28年度6月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

平成28年6月16日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長

印